

[事業計画]

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～50年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
文化財管理指導	県	指定文化財管理指導 調査対象 300件 単年度計画 調査件数 60件 単年度事業経費 300千円 期間内の事業費 300×6	千円 1,800	指定文化財管理指導 調査対象 100件 単年度計画 調査件数 20件 単年度事業経費 100千円 期間内の事業費 100×5	千円 500
文化財保存事業 (修理・防災・ 保存施設等)	管理者	国指定文化財修理等補助 対象 30件 単年度計画 施工件数 5件 単年度事業経費 15,000千円 期間内の事業費 15,000×6=90,000千円	千円 117,000	国指定文化財修理等補助 対象 20件 単年度計画 施工件数 4件 単年度事業経費 12,000千円 期間内の事業費 12,000×5=60,000千円	千円 2,500
	所有者	県指定文化財修理等補助 対象 18件 単年度計画 施工件数 3件 単年度事業経費 4,500千円 期間内の事業費 4,500×6=27,000千円		県指定文化財修理等補助 対象 18件 単年度計画 施工件数 3件 単年度事業経費 4,500千円 期間内の事業費 4,500×5=22,500千円	

(3) 国土開発と文化財保護対策

[施策設定の理由]

土地開発、道路新設等の諸事業によって貴重な文化財が破壊され消滅する場合が少くない。国土開発も文化財保護もともに国家的立場において重要なことであるから、関係機関相互の調整をはかり、適切な対策を講ずる必要がある。

[施策の目標]

- ア 土地開発によって指定文化財の保存上影響があると認められるものについては、土地を公有化し、あるいは史跡公園、緑地帯にするなど積極的な保護措置をはかる。
- イ 土地開発、道路新設などの土木工事によって破壊の危機がある。遺跡で重要なものは、仮指定または県指定の措置を講じて保護し、開発上止むを得ない遺跡については事前に発掘調査を行って記録保存をはかる。